

令和5年7月から令和6年1月は「賃上げ環境整備促進期間」です。



# 山口県 賃上げ環境整備 応援奨励金

県では、持続的な賃金引上げを可能とする職場環境づくりを推進するため、新たに賃金引上げや柔軟な働き方などの制度の導入等に取り組む事業者を応援します。



新たな制度整備  
最大40万円



賃金引上げ  
最大60万円



1事業者  
あたり

最大100万円

奨励金対象事業		支給額(上限額)
① 新たな制度整備	A 柔軟な働き方の実現(テレワーク制度等)	A～Dの категорияごとに 10万円(最大40万円)
	B 多様なキャリア形成を応援(資格取得支援制度等)	
	C 従業員の成長・成果を承認(従業員表彰制度等)	
	D 従業員のライフステージの変化を支援(子育て支援勤務制度等)	
② 賃金引上げ	時間当たり30円以上の賃金引上げの実施	6万円/人(上限60万円)

※「①新たな制度整備」及び「②賃金引上げ」の取組を併せて実施することが必要です。

支給対象者

県内に事業所を有し、常時雇用する  
労働者が1名以上の中小企業等

※中小企業等の範囲については、  
ホームページの募集要項をご確認ください。

事業エントリー締切

令和5年12月22日 金 まで

⚠ 予算の上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

事業に関するお問い合わせは、裏面の

お問い合わせ先・申請窓口

にご連絡ください。



# 事業の流れ

STEP  
01

## 事業エントリー

事務局ホームページ上の申込フォームによる申し込み  
※申込時点での奨励金の申請予定額等をご回答ください。



STEP  
02

## 社会保険労務士の派遣

申請いただいた事業所に訪問し、ヒアリング等を行った上で、  
就業規則の改定等、新たな制度の導入等を支援します。  
※社会保険労務士の派遣を希望されない場合は省略可能です。



STEP  
03

## 奨励金対象事業の実施

「① 新たな制度整備」及び「② 賃金引上げ」を実施  
※ **令和6年1月31日** までに実施してください。



STEP  
04

## 奨励金の申請

事業実施後、速やかに必要書類等を添付し、申請書を事務局へ  
提出してください。(メールまたは郵送で申請窓口に送付してください。)  
内容確認後、事務局から県に申請書を送付します。



STEP  
05

## 奨励金の支給

県から「支給決定通知書」が送付され、  
事業者の指定する口座に奨励金を支給します。



その他要件等の詳細や提出書類の確認等は、下記ホームページより募集要項をご覧ください。

お問い合わせ先・申請窓口

賃上げ環境整備応援奨励金事務局(やまぐち働き方改革支援センター)

〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI維新ホール3F

☎ 083-974-2050

✉ shinsei\_yhataraki@joby.jp

ホームページ

<https://y-hatarakikata.com>

やまぐち働き方改革支援センター

